

令和 7 年度 緊急災害 第 3-5 号
市道山際線冠水対策測量設計業務

業務仕様書

令和 7 年 8 月

四万十市

第1条 適用

本特記仕様書は、令和7年度 緊急自災 第3-5号 市道山際線冠水対策測量設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、本業務特記仕様書、「高知県測量業務共通仕様書」及び、「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものを使用する。なお、業務期間中に改定された場合はこの限りでない。

本特記仕様書に定めのない事項については協議により決定する。

第2条 業務目的

本業務は市道山際線（高知県幡多綜合庁舎裏付近）の路面冠水が多発する箇所において、令和6年度に実施した概略設計業務の成果を基にして、改修工事に必要な資料作成を行うための測量設計業務である。

第3条 業務内訳

本業務の主な内訳は以下のとおり

- （1）設計に必要な範囲の基準点測量、現地測量、路線測量
- （2）排水構造及び道路構造を決定するための設計
- （3）工事施工に必要となる仮設工の設計

また、本業務の数量は実施設計書及び数量計算表のとおりとし、必要に応じて追加協議を行い数量変更の対象とする。

第4条 使用する技術基準等

本業務で使用する図書は、共通仕様書で定める技術基準及び参考図書等を示すもののほか、必要に応じ関係図書を使用する。

第5条 業務内容

本業務の業務内容を以下に示す。

1. 設計計画

本業務の業務計画書を作成する。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- （1）業務内容（2）実施方針（3）業務工程表（4）業務組織計画（5）打合せ計画（6）成果品の品質を確保するための計画（7）成果品の内容、部数（8）使用する主な図書及び基準（9）連絡体制（緊急時含む）（10）使用する主な機器（11）その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

2. 打合せ

本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ 1 回及び成果品納入時の合計 3 回とし、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

3. 現地踏査

設計路線の踏査及び地下埋設物等の具体的調査等、必要な現地調査を実施する。

4. 構造物の検討

経済性、安全性等の比較検討を行い構造物を確定する。また、関係機関との協議資料も作成する。

5. 詳細設計

図面の作成及び工事に必要な数量全ての数量計算書等を作成する。

6. 報告書作成

業務成果を報告書としてとりまとめを行う。

第 6 条 管理技術者

本業務における管理技術者の資格要件については、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- 1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア) 建設部門で選択科目を「道路」とする。
 - イ) 総合技術監理部門で選択科目を「建設で道路」とする。
- 2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「道路」とする。
- 3) 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「道路」とする。

第 7 条 照査技術者

照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することは認めない。

照査は、業務計画書に記載した照査計画に基づいて照査技術者が実施し、照査結果を照査報告書としてとりまとめ提出する。

第 8 条 関係資料の貸与

本業務の実施において下記の資料を貸与するが、詳細は調査職員との協議によるものとする。

・令和 6 年度 緊急防災 第 2-7 号 市道山際線冠水対策調査測量設計概略業務 成果品

第 9 条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

名称	仕様	部数	備考
業務報告書	A4 ファイル綴じ	1 部	
成果図面	A3 平綴じ	1 部	50%縮小版
電子データ	CD-R	1 部	

成果品作成方法の詳細については協議にて決定する。

第 10 条 その他

（１）本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と協議により決定する。

（２）発注者との事前協議に必要な技術資料等の作成を行い、必要に応じて発注者とともに関係機関との事前協議を行う。